

佐野市男女共同参画推進条例

平成18年6月19日

佐野市条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条 - 第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第18条 - 第20条）

第4章 佐野市男女共同参画審議会（第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

日本国憲法には、基本的人権の尊重を基本原則に、個人の尊重、法の下での平等がうたわれている。

また、国際婦人年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定、栃木県男女共同参画推進条例の制定など男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。本市においても、これらの取組と連動しつつ男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められ、着実に成果はあがってきている。

しかし、社会的及び文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残っており、更に、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が発生している。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、高度情報化、経済活動の成熟化及び国際化など社会経済情勢は、急激に変化している。

このような状況に対応していくためには、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が本市においても重要である。

私たち市民は、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力のある佐野市をつくるため、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、教育関係者及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (5) 市民 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 市の区域内に滞在する者
- (6) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 教育関係者 市の区域内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらにとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう配慮されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。
- (6) 男女間の暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)の根絶 男女が互いに人権を尊重し、セクシュアル・ハラメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるよう努めること。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 妊娠、出産その他の性と生殖に関し男女が互いの性を理解するとともに、性に関する互いの意思を尊重し、もって生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。
- (8) 性同一性障害者等に対する配慮 性同一性障害を有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に配慮されること。

(9) 国際的協調 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国、他の地方公共団体等と協働し、及び連携しつつ、率先して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講ずるとともに、佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(教育の分野における措置)

第9条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第10条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、及び対等な構成員として経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう啓発活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進

に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるかぎり男女の均衡を図るよう努めるものとする。

3 市は、市の女性職員の職域の拡大、能力開発及び職場環境の整備に努めるとともに、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に意見又は苦情の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為をしてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談の申出)

第20条 市民は、性別による差別的取扱い又は男女共同参画を阻害する行為に関する相談を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に相談の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第4章 佐野市男女共同参画審議会

第21条 男女共同参画の推進を図るため、市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第8条第2項、第17条第2項又は第20条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(4) 前3号に掲げる事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 公募に応じた者
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。